

信州大学基盤研究支援センター機器分析支援部門における機器利用に関するルール

信州大学基盤研究支援センター機器分析部門（以下「本部門」という。）に設置された機器を利用する場合は、次の事項を厳守してください。利用者がこのルールに反したとき、または機器の利用に当たって重大な支障を生じさせたときは、利用の途中であっても当該利用の許可を取り消す場合があります。万一利用者の故意又は過失により、機器を破損、滅失または汚損したときは、信州大学の定めるところにより、原状回復に必要な経費をご負担いただきます。

- 1 利用者は、事前に利用目的、分析試料、機器の運転操作、日程等について機器管理担当者と打ち合わせを行うとともに、利用当日は機器管理担当者の指示に従って利用をすること。
- 2 利用者は、機器の利用に当たっては、関係法規を遵守し、安全衛生対策、事故防止に注意を払うこと。
- 3 機器の利用に当たって、有害物質ならびに感染性物質の持込みが必要な場合には、事前に機器管理担当者に相談すること。
- 4 利用者は、機器の利用に当たっては、周囲に迷惑を及ぼさないように注意を払い、定められた範囲で作業し、承認された時間内に機器および周辺の整備、清掃を含めて、すべての作業を終了すること。
- 5 試料の回収、パソコン内のデータ削除等の管理は利用者の責任で行うこと。
- 6 ここに定めるもののほか、本部門および設置機器の利用に関し必要な事項は、部門長が別に定める。